



平成 24 年 2 月 24 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号
会 社 名 株式会社アエリア
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号：3758)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 清水 明
電 話 番 号 03-3587-9574
(URL <http://www.aeria.jp/>)

当社取締役等に対する新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 24 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条 1 項、第 238 条 1 項及び第 2 項並びに第 240 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり、当社取締役及び監査役に対して、有償ストックオプションとして新株予約権（当該新株予約権は、当社取締役及び監査役に割り当てられるためストックオプションといいますが、取締役及び監査役の報酬には該当しません。以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本新株予約権は、本新株予約権の公正価格に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 新株予約権を発行する目的

当社は、本新株予約権について、当該取締役及び監査役が有償で取得し、かつ、当社グループの業績が目標値に達した場合にのみ行使できるものとしております。これにより、当社取締役の当該目標値の達成への自信を株主の皆様へお示しし、当社取締役の当該目標値の達成に向けた意欲を一段と高めるとともに、当該目標が達成され、株主の皆様がご納得いただける環境の下でのみ本新株予約権の行使が行われることとしております。以上の理由により、本新株予約権の発行を決議いたしました。

2. 新株予約権の発行要領

①新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的株である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」

という。)する数は(以下「交付株数」という。)は、1株とする。

(2) 本新株予約権の総数

400 個

なお、上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権とする。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株あたりの額(以下「行使価額」という。)は、当初83,500円とする。なお、行使価額は第4項によって調整されることがある。

(4) 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{既発行} \\ \text{行使価} & & \text{株式数} \\ \text{額} & = & + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}} \\ & & \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- ②行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の直近売買価格とする。

- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、また、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、

株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号④の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(5) 本新株予約権の権利行使期間

本新株予約権者は、平成25年2月1日から平成27年1月31日までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権者は、平成25年2月1日に、自己に割り当てられた本新株予約権の総数のうち2分の1が権利行使可能となり、平成26年2月1日に、残りの2分の1が権利行使可能となる。なお、計算の結果、1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき大阪証券取引所JASDAQ市場において発表する平成24年12月期の決算短信に記載された当社連結財務諸表に基づき（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）、日本の会計基準によって算定されたEBITDA（経常利益＋支払利息＋減価償却費（有形固定資産、無形固定資産、長期前払費用及びのれんの償却を含む）とする）が4億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者は、割当日から平成24年9月29日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、または平成24年9月30日から平成27年1月31日までの間において、取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、当該下回った日以降、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。

(4) 新株予約権の割り当てを受けた者は、当社および当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれの地位をも喪失した場合には本新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社および当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれの地位を

も喪失した場合には（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）、権利行使ができるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、新株予約権者が本新株予約権に関して当社と締結した契約（以下「新株予約権割当契約書」という。）の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の手続等は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (7) 本新株予約権の取得事由
本新株予約権の取得事由は定めない。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 本新株予約権の行使請求および払込の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書（以下「新株予約権行使請求書」という。）に行使しようとする本新株予約権を表示し、本新株予約権の内容および数ならびにこれを行使する年月日等を記載して、これに記名捺印のうえ、行使期間中に第12項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。また、本新株予約権の目的である株式が社債、株式等の振替に関する法律に定める振替株式である場合には、新株予約権者は、行使に先立ち、当社の指定する口座管理機関に新株予約権者名義の振替口座を開設の上、当社に通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとするときは、新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にての当社の定める口座に振り込むものとする。
- (10) 本新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、かかる「新株予約権を行使した日」とは、本新株予約権の行使に係る行使価額の全額が払い込まれ、かつ行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。
- (11) 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(12) 本新株予約権の行使請求受付場所

当社管理本部

(13) 剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

(14) 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり 4,370 円

(15) 本新株予約権の払込金額の総額

1,748,000 円

(16) 本新株予約権の割当日

平成 24 年 4 月 2 日

(17) 本新株予約権の払込期日

平成 24 年 4 月 2 日

(18) 募集の方法

第三者割当の方法により、当社の役員計 5 名に割り当てる。

(19) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(20) 法令の改正に伴う取扱い

会社法、金融商品取引法その他の法令の新設または改廃により、本要項において引用する各法令、条項数またはその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、本要項の定めに従って、または、当該新設もしくは改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上